福島県の地球環境保全のキャラクター「エコたん」使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、福島県の地球環境保全のキャラクター「エコたん」(以下「エコたん」 という。)を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

(エコたんの管理)

第2条 エコたんのデザイン使用に関する一切の権利は福島県(以下、「県」という。)に帰属し、県生活環境部環境共生課が管理する。

(申請)

第3条 エコたんを使用しようとする者は、あらかじめ「エコたん使用承認申請書」(様式 第1号)(以下「申請書」という。)を県生活環境部環境共生課長(以下「環境共生課長」 という。)に提出し、その承認を受けなければならない。

(承認の範囲)

- 第4条 環境共生課長は、前条の規定による申請があった場合、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認することができる。なお、その際、環境共生課長は使用方法やその他について、必要に応じ条件を付することができる。
 - (1) 県の信用・品位を害する、又は害するおそれのあるとき。
 - (2) 県の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
 - (3) エコたんを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
 - (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (5) 特定の個人、団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるお それのあるとき。
 - (6) 不当な利益を上げるために使用されるおそれがあるとき。
 - (7) その他環境共生課長が不適切と認めたとき。

(承認)

第5条 環境共生課長は、前条の規定による承認をするときは、「エコたん使用(変更)承認通知書」(様式第2号)をもって通知する。

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 デザインの使用期間は、使用承認の日から最長2年間とする。

(使用上の遵守事項)

- 第8条 エコたんを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 使用できるデザインは「福島県の地球環境保全のキャラクター『エコたん』デザインマニュアル」に掲載されているもののみとする。
 - (2) 承認された用途のみに使用し、環境共生課長の指示する使用条件に従うこと。
 - (3) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
 - (4) イメージを損なう展開又は、応用使用はしないこと。
 - (5) 使用にあたっては、原則として、エコたんに近接して「福島県の地球環境保全のキャラクター『エコたん』」、「福島県地球環境保全キャラクター『エコたん』」と表記すること。
 - (6) 当該使用に係る物件の完成品を環境共生課長に提出すること。ただし、提出が困難 なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- 2 エコたんの変形、加工、アニメーションの作成等は原則として認めない。ただし、環境 共生課長が必要と認めた場合は別途協議する。
- 3 エコたんを使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

(使用の非独占・県の非推薦等)

第9条 本規程による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を使用する権利を付与するものではなく、かつ、物品等又は使用者について福島県による推薦又は品質保証を行うものではない。

(承認内容の変更)

- 第10条 エコたんの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとすると きは、あらかじめ「エコたん使用承認変更申請書」(様式第3号)を環境共生課長に提出 し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、「エコたん使用(変更)承認通知書」(様式第2号)をもって通知する。
- 3 第2項の規定による変更の承認後も、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取消)

- 第11条 環境共生課長は、エコたんの使用がこの規程又は承認内容に反して使用されたときは、当該承認を取り消すことができる。
- 2 前項の規定により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、当該承認に 係る物件の使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。

(責任の制限)

- 第12条 前条の規定により、エコたんの使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者 に損害が生じても、県はその責を負わない。
- 2 使用者は、デザイン等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた 場合は、これに対し全責任を負い、県は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任

を負わないものとする。

3 使用者は、デザイン等の使用に際して故意、又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、エコたんの使用に関して必要な事項は、環境共生 課長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和6年5月16日から施行する。

エコたん使用承認申請書

令和 年 月 日

福島県生活環境部環境共生課長	宛
田田尔上1日然先时然先六上队以	70

申請者

住 所

氏 名

下記のとおり、エコたんを使用したいので申請します。

なお、使用条件に違反した場合は、承認の取消又は使用物件の回収の要求等を受けても異 議ありません。

記

- 1 使用目的及び趣旨
- 2 使用方法 (該当項目に☑のうえ具体的な利用方法を記載すること)

□商品()
□景品()
□印刷物()
□看板・壁面・工作物()
\square W E B ()
口子の他 ()

3 使用期間(最長2年間とする)

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

- 4 使用内容及び使用地域(制作数量・サイズ、使用場所・回数等)※別紙可
- 5 連絡先

担 当 者 電 話 番 号 F A X 番 号 メールアドレス

- 6 添付書類等
- (1) 申請者の概要(国又は地方公共団体が申請する場合は不要)
- (2) 使用状況がわかる見本品案、又は企画書(レイアウト、原稿等)

 第
 号

 令和
 年
 月

 日

エコたん使用 (変更) 承認通知書

様

福島県生活環境部環境共生課長 (公印省略)

令和 年 月 日付けで申請のあったエコたん使用(変更)については、次の条件を付して承認します。

記

- 1 承認番号
 - 環共第 号
- 2 使用期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

- 3 使用条件
 - (1) デザインの使用に関しては、「福島県の地球環境保全のキャラクター『エコたん』 使用規程』の内容を厳守すること。
 - (2) 完成品を提出すること。

エコたん使用承認変更申請書

令和 年 月 日

福島県生活環境部環境共生課 宛

申請者

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け 第 号で承認を受けた内容について、下記のと おり変更したいので申請します。

記

п		
項目	変更前	変更後
申 請 者		
使用目的及び		
趣旨		
使用方法		
使 用 期 間		
使用内容及び		
使用地域		
その他		